

福祉サービス費の利用者負担金額の内容

1、ご利用料の計算方法

1ヶ月のご利用料は次のように計算します。

1ヵ月ご利用料金 = 福祉施設サービス費+加算+食費+光熱水費+その他

原爆被爆者手帳をお持ちの方

⇒食費と光熱水費のみ自己負担となるため、各段階の食費光熱費分のみ支払頂きます

2、介護福祉施設サービス費

1日あたりの介護サービス分の料金(介護保険では「介護福祉施設サービス費」と言います)は、下記の様に要介護度別に定められています。

廿日市市は1単位 10.14 円になります

要介護1	630 単位	(6,388 円)
要介護2	699 単位	(7,088 円)
要介護3	770 単位	(7,808 円)
要介護4	839 単位	(8,507 円)
要介護5	907 単位	(9,197 円)

当施設は「介護福祉施設サービス費(Ⅱ)」の該当施設です

3、介護福祉施設サービス費の加算

加算には次のようなものがあります。加算分は介護福祉施設サービス費に加えて一緒に計算し、1割を負担していただきます。

栄養マネジメント加算 全員に加算

< 14 単位 (141 円) >

当施設では入所されている方の心身の状態に応じて食事形態などに配慮して栄養ケア計画を作成し栄養管理を行います

日常生活継続支援加算 全員に加算

< 23 単位 (233 円) >

介護職員の中で介護福祉士の割合が定められた以上で、利用者のうち要介護4・要介護5の方の割合が70%以上おられる場合に加算されます。

夜勤職員配置加算Ⅰ 全員に加算

< 13 単位 (131 円) >

夜勤帯(16時半から翌朝9時半)の職員が基準より手厚く配置されています。その体制に伴う加算です。

看護職員配置加算Ⅰ 全員に加算

< 4 単位 (40 円) >

常勤看護師を配置しており、夜間看護師との24時間連絡体制を確保している場合の加算です。

口腔機能維持管理体制加算 全員に加算

< 30 単位 (304 円) > この加算のみ 1 か月に 1 回加算されます。

歯科医師または歯科衛生士より口腔機能維持の助言を定期的に受け、施設として口腔機能維持の取り組みを明確にして個々の利用者の口腔ケアを実施した場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算 全員に加算

< 利用総単位数に 2.5% 上乘せ > 計算方法としては総単位数に 1.025 乗じます

介護職員の処遇改善の為に当事業所が取り組みを進めている事に対して加算されます。介護職員の能力や、資格、経験等に応じた処遇を行なう事を定め、年度ごとに処遇改善計画を策定している場合に対象となります。

療養食加算 医師の指示のある方に加算

< 23 単位 (233 円) >

医師の発行する食事せんに基づいて提供された場合に加算されます。具体的には糖尿病食、腎臓病食、高脂血症食などが適応対象となります。

経口維持加算Ⅰ 経口維持の為の取り組みをしているの方のみ加算

< 28 単位 (283 円) >

医師の指示に基づいて経口の食事を摂取するために、嚥下造影検査を実施した上で経口摂取維持の計画を作成し、実施した場合に180日以内の期間に限り加算されます。必要性が認められた場合は180日を超えた場合でも加算されます。

経口維持加算Ⅱ 経口維持の為の取り組みをしているの方のみ加算

< 5 単位 (50 円) >

医師の指示に基づいて経口の食事を摂取するために、簡易式の水飲み検査等を実施した上で経口摂取維持の計画を作成し、実施した場合に180日以内の期間に限り加算されます。必要性が認められた場合は180日を超えた場合でも加算されます。

経口移行加算 経口摂取移行の方のみ加算

< 28 単位 (283 円) >

経管栄養を実施されている方が、医師の指示に基づいて経口からの食事を摂取するために、経口移行計画を作成し、実施した場合に180日以内の期間に限り加算されます。

初期加算 入所直後または30日を超える入院をされた方に加算されます

< 30 単位 (304 円) >

入所された日から起算して30日間は、1日につき30単位を加算します。また、30日を超える病院への入院後に帰園された場合も同様とさせていただきます。

看取り介護加算 看取りに関する同意に基づいて加算されます

< 80 単位 (811 円) > 死亡日以前4日以上30日以下の期間

< 680 単位 (6895 円) > 死亡日前々日及び3日目

< 1280 単位 (12979 円) > 死亡日当日及び前日

施設の規定する看取りに関する指針に同意して頂き、医師が終末期にあると判断した入所者について、医師・看護師・介護職員等が共同して看取り介護を行った場合に、上記の期間に応じてそれぞれ加算されます

若年性認知症利用者受入加算

< 120 単位 (1216 円) >

介護保険の2号保険者の方で、若年性認知症の方が該当となります。

入院外泊時加算 入院または外泊をされた方に加算されます

< 246 単位 (2494 円) >

入院や外泊をした場合は、福祉施設サービス費及び食事サービス費はご負担いただきませんが、1ヶ月単位で6日を限度としてご負担いただきます(初日と最終日は含まれません)。なお、入院期間が2ヶ月に及ぶ場合は、2ヶ月目も6日を限度としてご負担いただくこともあります。

退所前後訪問加算 (退所前後訪問相談援助加算)

< 460 単位 (4664 円) >

居宅や他の社会福祉施設に転居される場合に退所先に訪問し、必要な連絡調整をした場合に、ご負担をいただきます。

退所時相談援助加算

< 570 単位 (5779 円) >

退所に係る相談援助を実施した場合に、お一人に対し、1回を限度としてご負担頂きます。

4、食費と光熱水費

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方と、お持ちでない方で金額が変わります。それぞれの内訳はおおよそ下記のとおりです。下記の1～3段階に該当し、手続きがお済でない方については、各市区町村にご確認くださいませようお願いします。

第4段階	市町村民税課税世帯に属する方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金(障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金)収入額の合計が80万円以上の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金(障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金)収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方

			一日の食費負担額	一日の光熱水費負担額
介護保険負担限度額 認定証の有無	あり	第1段階	300円	0円
		第2段階	390円	320円
		第3段階	650円	320円
	なし	第4段階	1500円	320円

5、介護保険外サービス費

保険外のサービスを提供させていただく場合は、あらかじめご連絡いたします。

主に、売店での購入代金や、散髪の支払い、医療費の一部負担金の支払いなどをお願いしております。

その支払に関しては、施設側で1万円程度の預かり金を管理させて頂き、その中から支払代行をさせて頂きます。その預り金の管理手数料として毎月500円をご負担頂きます。

その他、皆様にサービス内容及び費用について合意をいただいた上でサービスを提供した場合は、費用をご負担いただきます。

月々のお支払い例

ひと月30日の利用の場合

$$\text{1ヵ月ご利用料金} = (\text{福祉施設サービス費} + \text{加算}) \times 1 \text{割分} + \text{食費} + \text{光熱水費} + \text{その他}$$

図3
=
図1
+
図2

図1	福祉施設サービス費 合計	1割負担分=自己負担分
要介護1	213,507 円	21,351 円
要介護2	235,022 円	23,502 円
要介護3	257,160 円	25,716 円
要介護4	278,674 円	27,867 円
要介護5	299,877 円	29,988 円

福祉施設サービス費 計算方法

	①	②	③	④	
要介護1	(6,388 円 + 545 円) × 30 日 + 304 円			× 1.025 =	213,507 円
要介護2	(7,088 円 + 545 円) × 30 日 + 304 円			× 1.025 =	235,022 円
要介護3	(7,808 円 + 545 円) × 30 日 + 304 円			× 1.025 =	257,160 円
要介護4	(8,507 円 + 545 円) × 30 日 + 304 円			× 1.025 =	278,674 円
要介護5	(9,197 円 + 545 円) × 30 日 + 304 円			× 1.025 =	299,877 円

①介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ②加算(1日ごと) ③加算(1月1回) ④処遇改善加算

②加算(1日ごとに全員加算=日常生活加算・栄養マネ加算・夜勤職員加算・看護体制加算)

状況に応じて療養食加算・経口移行加算・経口維持加算・初期加算・入院外泊時加算・看取り介護加算・若年性認知症利用者受入加算などが加算されます

③加算(1ヵ月1回のみ=口腔機能維持管理体制加算)

図2	食費	光熱費
第1段階	(300 円 + 0) × 30 日 =	9,000 円
第2段階	(390 円 + 320) × 30 日 =	21,300 円
第3段階	(650 円 + 320) × 30 日 =	29,100 円
第4段階	(1,500 円 + 320) × 30 日 =	54,600 円

図3	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	30,351 円	42,651 円	50,451 円	75,951 円
要介護2	32,502 円	44,802 円	52,602 円	78,102 円
要介護3	34,716 円	47,016 円	54,816 円	80,316 円
要介護4	36,867 円	49,167 円	56,967 円	82,467 円
要介護5	38,988 円	51,288 円	59,088 円	84,588 円

原爆被爆者手帳(広島県・広島市発行)をお持ちの方
 ⇒食費と光熱水費のみ自己負担となるため、
 各段階の食費光熱費分(図2)のみ支払頂きます

利用料金の引き落としについては、原則「郵便局の自動引落」にてさせて頂いております